欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	11,500	15,700	11,200	15,400	8,000	12,200	7,700	11,900
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	1,087	1,487	1,060	1,460	753	1,153	727	1,127
チェコ	ｺﾙﾅ	2,440	3,330	2,380	3,270	1,690	2,590	1,630	2,530
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	740	1,015	725	995	515	785	495	770
ドイツ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	379	519	370	509	263	402	253	393
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	1,165	1,595	1,135	1,565	805	1,235	780	1,205
バチカン	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	39,800	54,400	38,800	53,400	27,600	42,200	26,600	41,200
フィンランド	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
フランス	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ブルガリア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	340	465	331	456	235	360	227	352
ベルギー	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	418	572	408	562	290	444	279	433
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾁｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	192	262	187	258	133	204	128	199
ポルトガル	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
マルタ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	1,924	2,633	1,877	2,586	1,334	2,043	1,287	1,995
ラトビア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
リトアニア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ルーマニア	ﾚｲ	495	675	480	665	340	525	330	510
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	9,480	12,970	9,240	12,730	6,570	10,060	6,340	9,830